

「まちづくりコンテスト」企画・運営・広報業務委託仕様書（案）

1 委託事業の名称

「まちづくりコンテスト」企画・運営・広報業務

2 目的

県内のまちづくりプレイヤーが中心となった活動組織（以下、「まちづくり組織」という。）や、成功事例に刺激を受けて富山でまちづくりに取り組む人の裾野拡大を目的に実施する「まちづくりコンテスト」の企画・運営・広報業務を行うもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

（1）まちづくりプレコンテストの企画・運営・広報

（ア） 目的・内容

- ・まちづくりコンテスト（本選）の開催に先立ち、出場団体（6団体程度）を選定するもの。
- ・提案団体がオンラインでプレゼンテーションを行い、県が選定した審査員により審査する。

（イ） 開催日

令和7年12月（3時間程度）を予定

（ウ） 場所

オンライン開催（非公開を想定）

（エ） 業務内容

① プレコンテスト参加者の募集・広報

- ・プレコンテスト告知のためのチラシ、SNSでのPR素材を作成し、効果的な広報媒体や周知方法等（情報誌、SNS広告など）による効果的な広報を実施すること。

② プレコンテストの企画・運営業務

- ・県と協力し、プレコンテストの提案団体受付・案内、対応及び進行管理（進行要領等作成を含む）等の全体調整業務を行うこと。
- ・プレコンテストを進行するファシリテーター等を選定すること。
- ・プレコンテスト時の投影用データを作成すること。
- ・プレコンテストの実施に際し、必要となるオンライン機器等は受注者が手配すること。

（2）まちづくりコンテストの企画・運営・広報

（ア） 目的・内容

- ・県が支援組織の選定、まちづくり組織の活動PR、まちづくりプレイヤー同士や活動に賛同する協力者との交流・マッチングの場づくりを行うもの。
- ・提案団体が公開プレゼンテーションを行い、県が選定した審査員により審査する。
- ・コンテストは公開で実施するものとし、会場での観覧者を受け付けるとともに、県公式Youtubeチャンネルでリアルタイム配信することを想定。
- ・提案団体、県関係者・審査員、観覧者を含めて50名程度の来場を想定。

（イ） 開催日

令和8年1月（3時間程度）を予定

（ウ） 場所

富山市内

- ・参加者の利便性を考慮した適切な会場を提案すること

（エ） 業務内容

① コンテスト告知媒体の作成

- ・コンテスト告知のためのチラシ、SNSでのPR素材を作成し、効果的な広報媒

体や周知方法等（情報誌、SNS 広告など）による効果的な広報を実施すること。

- ・コンテスト時の投影用データを作成すること。
- ・まちづくりの活動への参画や支援に関心のある方への告知として、効果的と思われる内容があれば積極的に提案すること。

②コンテストのオンライン配信業務

- ・カメラを3台程度配置し、コンテストの様子を撮影するとともに、オンライン配信業務を行うこと。
- ・撮影・配信に必要な機材等は受注者で手配すること。

③コンテストの会場手配・設営・企画運営業務

- ・コンテストの実施に際し、必要となる会場の確保・必要機器の手配、設営及び撤去を行うこと。なお、会場使用料については委託費の中に含めること。
- ・県と協力し、コンテストの提案団体受付・案内、対応及び進行管理（進行要領等作成を含む）等の全体調整業務を行うこと。
- ・コンテストを進行するファシリテーター等を選定すること。
- ・コンテストの企画・運営に関し、まちづくりの活動への参画や支援に関心のある方への訴求力を高めるため、効果的と思われる内容があれば積極的に提案すること。

（３） まちづくりコンテスト開催結果・活動 PR 媒体の作成

（ア） 目的・内容

コンテストの結果を広く PR し、成功事例に刺激を受けて富山でまちづくりに取り組む人の裾野を拡大するため、県 HP 等に掲載する PR 媒体を作成するもの。

（イ） 業務内容

① 公開プレゼンテーションのハイライト動画（3分程度）の作成

② 選定団体の活動紹介記事（2ページ程度）の作成

まちづくりの活動への参画や支援に関心のある方への PR として、効果的と思われる内容があれば積極的に提案すること

5 その他

- ・まちづくりプレコンテストおよびまちづくりコンテストの実施日時・場所は、県と調整のうえ決定し、両コンテストの審査員への謝金については県が負担するものとする。
- ・この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- ・仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- ・成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県地方創生局ワンチームとやま推進室に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・コンテスト告知媒体、開催結果・活動 PR 媒体の成果物は電子データで納品すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。
- ・受託者は、本業務に係る個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。